

日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題：井上馨・李鴻章の対外政策を中心に

山城，智史

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

37

(開始ページ / Start Page)

41

(終了ページ / End Page)

80

(発行年 / Year)

2011-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007280>

日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題

— 井上馨・李鴻章の対外政策を中心に —

山城 智史

一、はじめに

一九世紀五〇年代、日本では鎖国体制を維持していた江戸幕府が黒船から開国を迫られ、ついには幕藩体制の崩壊へとつながる。新しい時代が幕を開け、日本はこれまでの幕藩体制から大政奉還、廃藩置県を経て近代天皇制国家へと移行し、近代中央集権国家への道を歩み始めた。一方、中国では清朝が冊封・朝貢関係¹⁾という東アジアにおける伝統的な体制で周辺諸国との関係を維持していた。しかし、イギリスとのアヘン戦争、アロウ号事件をきっかけに、清朝は国益に大きく関わる「片務的不平等条約」を押しつけられ、これまでの伝統的国際秩序が音を立てて崩れ始めていた。「外圧」による

変化という意味においては、日本も中国も類似した問題に直面していた。しかし西洋の条約体制に基づいた領土画定、周辺諸国との関係構築の道を選んだ日本、西欧諸国と片務的不平等条約を結びながらも冊封・朝貢関係の宗主国としての伝統的体制を誇示しようとした中国では、近代化への対応の差異が如実にあらわれる。

明治政府の中央集権化では「領土画定」が重要課題の一つに掲げられた。中央から遠く離れた辺境地域に位置し、同時に中国（明・清）とは冊封・朝貢関係にあった琉球は、東アジアの近代化という世界的な潮流の中において、その領土としての帰属が日清外交上で問題となった。琉球は中国との関係を続けていたが、島津氏（薩摩藩）の琉球侵攻以後は薩摩と中国との二つの関係の保持を選択することで生き残る道を巧みに使い分けた。しかし、明治政府は一八七一年の台湾事件を契機に、一気に「琉球処分」⁽³⁾を断行し、五〇〇年間続いていた中国と琉球の冊封・朝貢関係は、短期間で急速に崩壊への道を歩むことになる。

本稿では、その歴史的過程を次章で簡単に述べ、日清間における琉球帰属問題の正式談判の最終段階と位置づけることができるであろう一八八〇年在北京での改約分島交渉の時期に焦点を絞ることにする。とりわけ清朝が琉球帰属問題をめぐる日清談判と同時期に外交問題として抱えていた清露間におけるイリ地方境界問題（以下、本稿においてはイリ境界問題と略する）の交渉過程に注目し、日清談判で中心となった改約分島交渉前後の時期とつき合わせることで客観的にその関連性を引き出して

みたい。

これまでの「琉球処分」研究において、改約分島交渉が妥結に至ったにもかかわらず、清朝がその態度を急変して遷延策をとった最大の原因として、露国（ロシア）との「イリ境界問題の好転」が通説となっていた。しかし日本国内においては、日清間の琉球帰属問題と清朝の内政・外交を直接的に結びつけた研究は多いとは言えないであろう。その原因として清露間の外交問題としてのイリ境界問題に関する資料が十分ではなく、欠落していたことは否めない。⁵⁾ その点において中国国内では、イリ境界問題に対露外交、辺境問題、曾紀澤の外交手腕をテーマにした研究は比較的多く、資料も豊富である。これまでイリ境界問題の好転が改約分島交渉の結末に影響を与えたという可能性が通説となっていたにもかかわらず、どのタイミングで、どのような好転があったのかについては、ほとんど触れられてこなかった。本稿では、イリ境界問題に関する日本側、中国側の一次資料を照らし合わせ、琉球帰属問題をめぐる日清交渉との関連性を引き出すことを課題とする。

清朝の遷延策の原因について、これまでの通説とは違った角度から光をあてた近年の研究成果として、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』（京都大学出版会 二〇〇五年）が挙げられる。同書では、日清外交上における琉球帰属問題を中心に日本側、清朝側、琉球側から「琉球処分」の全体像を鳥瞰している。また「琉球処分」の始期と終期をそれぞれアヘン戦争から日清戦争と設定し、中、琉、日以外にも英仏米が関与していると指摘している。さらに琉球処分の概念を広義として「アヘン戦争か

ら日清戦争までの東アジア国際秩序再編成期における琉球の〈主権〉⁸ 自己決定権に対する国際的干渉、介入、剥奪とその既成事実化のための措置」とし、狭義の概念として「一九世紀の七〇年代から九〇年代に至る時期の琉球の併合と分割をめぐる日本と清朝の一連の内政・外交施策、及び日本による併合の既成事実化とその承服を強制する一連の措置」と定義付けた。⁷ さて、本稿のテーマに関心を引きつけると、西里は琉球人・向徳宏（幸地親方）等による清朝に対する「救国運動」が、特に対日交渉に強い影響力を持った北洋大臣・李鴻章の態度変更を導き、総理各国事務衙門（以下、総理衙門と略する）⁸ をはじめとする清朝内部の政策決定を覆したとする新たな説を膨大かつ詳細な資料で分析している。西里によると、琉球帰属問題が北京で談判されていた時期、つまり一八八〇年八月一八日から一〇月二二日の間には、「清露関係も既に緊張のピークを過ぎて外交交渉の段階に入っており、分島改約交渉が妥結した一〇月二二日以後の一〇日間に清露関係が緊張から緩和へ急変したという事実は確認されない」と、これまでの通説とは異なる可能性を提示した。⁹

本稿では、当時の駐天津領事竹添進一郎、駐上海総領事品川忠道、駐露代理公使西徳二郎・柳原前光、そして北京に滞在していた駐清公使宍戸璣等による井上馨外務卿とのやりとりから、イリ境界問題をめぐる清露情勢を明らかにし、交渉過程と往復書簡・電報の時間的近接性にもとづく相互作用を中心に日清・清露の両外交問題の密接性を論じることを課題とする。さらに、中国国内におけるイリ境界問題の一次資料¹⁰ および先行研究に照らし合わせながら、日本駐清・駐露外交官の情報の正確さ、およ

びこれら資料の価値を見いだすことにも焦点をあてる。なぜなら、外交交渉の過程に注目した際、当然ながら当事国・当事者に関係する資料にその歴史が刻み込まれているが、さらに当事者である相手の資料やコミットしている第三者（国）の同時期に存在する資料を検討することも必要であると考えるからである。清露外交と日清外交をつき合わせてその関連性を引き出すには、以下の点にその重要性が絞られるであろう。つまり、①露国駐清公使ビュツォフ（Eugenie Butzow）の来清談判の可能性が浮上した時期、及び②その可能性が消滅した時期、③清露間談判の情勢を李鴻章がいつ、どの段階で知り得たか、である。後述するが、当時ビュツォフは駐清公使で、イリ境界問題をめぐる清露談判にあたり露都ペテルブルグに帰国していた。しかし、曾紀澤との交渉が難航するや談判地を北京に移す意思を表明することで、清朝を動揺させて清露交渉に多大な影響を与えた。

この時期を清朝、総理衙門、とりわけ李鴻章がどのように観察していたかを明らかにすることによって、イリ境界問題が日清間の琉球帰属問題に与える影響力が浮き彫りになってくると考える。その理由として、対日（海防）、対露（塞防）外交を同時に抱えていた清朝にとって、「日露提携」の可能性の有無が極めて重要なウエイトを占めていたからである。後述するが、李鴻章は「日露提携」の可能性を、清露交渉の経過と結果によって左右されると考えていた。

二、琉球帰属問題とイリ境界問題の発端

近代明治国家が幕を開けて間もない頃の一八七一年一月、日本、中国、琉球を揺るがす一つの事件が起きた。この事件は宮古島・八重山島民の乗船が漂流し、台湾南部高雄州の沿岸に流れ着き、六名が上陸したことを発端とする。漂流者六六名のうち五四名が原住民の生蕃人に殺害され、生き残った一二名は一八七二年六月那覇に帰着した。この台湾事件を機に日清間に浮上したのが、琉球の帰属問題である。当時、明治政府は国内統一のため中央集権化を図り、廃藩置県を政策として掲げている最中であった。琉球国もその例外ではなかった。明治政府は、琉球国を廃止して琉球藩を設置し（一八七二年九月）、一八七九年にはその琉球藩から沖縄県を設置する。このような明治政府の一方的で急速な処置に対して、清朝は難色を示した。

清朝は琉球帰属問題に対して、初代駐日公使として任じた何如璋をあたらせた。何如璋は「琉球国の廃止」、「朝貢・冊封関係の停止」に対する批判の意を込めた内容の書簡を寺島宗則外務卿宛に送り、琉球への処分に対する撤回を求めた。しかし、明治政府はこの書簡を暴言に近い内容であると批判し、逆に何如璋に対して撤回と謝罪を求めた。両者は互いの主張を繰り返して、交渉は脱線し行き詰った。このような状況の中、米国前大統領・グラント (Ulysses Simpson Grant) が一八七九年に中国を訪問する。その際に、グラントは清朝側から琉球帰属問題の調停を依頼される。中国を後にしたグラント

は、日本に到着後、明治政府側からも琉球の帰属をめぐる問題について事情をきくことになった。このグラントの仲介を機に硬直していた日清交渉が再び動き始め、一八八〇年北京交渉で談判の中心となる改約分島交渉に展開していくことになる。

清朝はこの琉球帰属問題と並行して露国との領土問題を抱えていた。中国西北部に位置する新疆地区の回族の乱を口実に露国が中国新疆西北部のイリ地方に出兵、占領した。このことをきっかけに清露間でイリ地方をめぐる領土問題が浮上する。一八七五年に清朝は左宗棠を欽差大臣に任じ新疆問題にあたらせ、一八七八年には新疆全域に及んだ回教徒の乱を沈静することに成功した。その後のイリ地方返還交渉では崇厚が露国に派遣され、一八七九年リバディア (Livadia) 条約を結ぶにいたった。しかし、崇厚が調印した同条約は清朝にとって不利な条件が多く、賠償金(五〇〇万ルーブル)と露国への大幅な領土割譲に清朝内では批判が高まり、清朝皇帝の批准が得られなかった。清朝は再度交渉の場をつくるために、曾紀澤を露都に送った。清露間の交渉では、崇厚が結んだりバディア条約を「修正」するのか、あるいは崇厚との交渉を一度白紙に戻してあらたに曾紀澤と交渉するのが焦点になった。露国は当然ながら自国に有利なりバディア条約を基盤に修正することに固執したが、曾紀澤も譲らなかつた。そのため、清露交渉は一度暗礁に乗り上げることになる。このような幾度の衝突を経て、一八八一年露都ペテルブルグにおいて締結されたのがイリ条約である。¹⁾

以上述べてきた前史を踏まえ、一八八〇年八月から日清間で始まった北京交渉では、主に分島案及

び改約案が議論の中心となった。計八回にわたる交渉の末、特命全権公使・宍戸璣等と総理衙門との間で琉球分割条約を議定するにいたった。日本はこの交渉の成果として、最惠国待遇を日清修好条規の増加条款として追加した。また領土面においては、清朝には宮古・八重山諸島を割譲し、条件として日本が一切干渉しないことを取り決めた。交渉終了後、清朝国内ではこの琉球分割条約に対して批判が高まり、主に李鴻章、詹事府右庶子・陳寶琛、詹事府左庶子・張之洞等の反対意見により、総理衙門は「調印の遷延」という手段を選択することになる。一度交渉を終えたはずの条約が清朝国内で論争が巻き起こり、再度交渉する方向に流れるという意味においては、琉球分割条約とイリ条約は酷似していると言えるであろう。宍戸公使にとって、総理衙門のこのような態度は予想外であった。宍戸公使は総理衙門に対して、条約の調印・批准を度々催促した。しかし総理衙門は取り合わず、一貫してその態度を変えなかった。¹²日清間に浮上した琉球帰属問題は二ヶ月にわたる交渉の末に一度は妥結にいたったが、総理衙門の調印の拒否、宍戸公使の帰国によつて解決にいたることはなかった。

次章から詳細に述べるが、琉球分割条約に対する清朝の遷延策の背景には、露国との外交交渉が繰り広げられていたことが起因している。先述したように一八七〇年代から一八八〇年代にかけて清朝内においても、日本以外にも早急な解決を必要とする外交問題が生じており、他国との兼ね合いもこの琉球帰属問題に大きな影響を及ぼしていると考えられる。清王朝の幕開けから辛亥革命まで続くおよそ二七〇年という清朝の長い歴史の中で、この時期は特に「外圧」への対応に追われ、その外交ス

タイトルにも一貫性が欠けていたように見える。次章から清朝が改約分島交渉と同時に進めていた露国とのイリ境界問題への対応と、それを巧みに利用しようとした明治政府の対外政策を見ていくことにする。

三、井上馨のイリ境界問題への対応

ここではまず明治政府が清露間の外交問題に対してどのようなスタンスを取っていたかを資料により検討していくことにする。とくに、北京での日清間における改約分島交渉前後の時期に絞り、明治政府とりわけ井上馨外務卿の駐清公使への指示に注目してみたい。

一八八〇年八月一八日、日清談判の第一回交渉が始まってからまもなく、井上外務卿の同年八月三日の宍戸公使宛書簡¹³には「清露葛藤」の情勢を利用し、今こそ弱点を抱えた清朝にたたみかけ、この好機を逃してはならないと指示している。

総理衙門諸大臣等ノ多事困難モ想察被致候就テハ此好機会ニ投シ我方ヨリ可成手強ク談判ニ及ヒ候節ハ或ハ我企図スル如ク速ニ結局ニ可至ト存候間貴君ニ於テモ目下彼ノ弱点ニ乗シ毫モ猶予ヲ与ヘス衙門ニ迫リ御切論有之我方略ノ必成ヲ期セラレ候様致冀望候

ここには、井上外務卿の強気な外交スタンスが色濃く現れている。また同時に、竹添進一郎に対し

ては「清政府モ魯トノ決局模様ニ因リ吾トノ事件談判ノ緩急スル略アルハ本然ニ候」と井上自身の見解を示し、「井上毅ト俱ニ六戸公使ヘ協力」するように指示している。¹⁴

改約分島交渉は日本にとつて順調に進んでいるように見えたが、第五回（同年九月二五日）¹⁵の会談では、総理衙門が日清修好条規の「改約案」に対して難色を示す態度を見せた。

王 我国貴国トノ条約ハ他各国ト其精神ヲ殊ニシ毎事両々相對訂約候事ニテ既ニ内地通商ノ儀モ双方共ニ不許候事通商章程第十四款ニ掲明候事ニモ有之右ニ付今般相許候節ハ矢張旧日ノ精神ニヨリ双方トモニ相許候事ニ無之テハ不都合ニ候

公使 均霑トハ他各国ヲ通候一体ノ名称ニテ彼此両辺ノ語ニ無之シカシ両国同様均霑ヲ差允候ハハ矢張両々相對候精神ニハ不都合ノ事有之間敷候且右様御説ニテハ先般節略ノ主意ト齟齬有之候様ニ存候

つまり総理衙門は日清修好条規と、性質を異にする他国との条約を比較することは困難であり、明治政府の提案した改約案に異議を唱えている。これを受けて、六戸公使は井上外務卿宛の書簡において、この日の交渉では「一体遵守ト両辺相酬トノ差別」¹⁶にも論点が注がれた、と報告している。つまり、「相酬」と「一体遵守」に両国の認識の誤差が生じたのである。

この日の報告が六戸公使から送られた同日、井上外務卿は品川上海総領事宛に次のような書簡を送った。¹⁷

目下琉事談判中ハ魯国人士殊ニ官員ニ接セラレ候節ハ成ル可ク厚ク意ヲ用ヒテ款待セラレ外面ニ示スニ日魯關係親密ノ情勢ヲ以テシ暗ニ清政府ヲシテ他日緩急事アルニ当リ日魯合従ノ嫌疑ヲ懐カシメ伊犁問題了局ノ前ニ於テ速ニ我要求ニ応セシメ候様誘導致候

井上外務卿は品川に、露国人と親密に接するように指示し、「日露提携説」を以て清朝を惑わし、改約分島交渉を有利に導き、なるべく早期妥結に至ることが最善の策と説いている。井上外務卿は品川だけではなく、宍戸公使にも同様に、⁽¹⁸⁾

既ニ竹添領事力先般北京滯在中張之洞宝廷ノ兩人ニ面話ノ節モ前段ノ疑心有之ヨリ頻ニ推問致候ニ付同領事ニ於テハ言ヲ尽クシテ弁解致シ為ニ彼ノ疑團モ氷解致シタリトノ事ニ候 然ルニ我邦ノタメニ計ルニ当時清政府ヲシテ斯ノ如キ疑惑ヲ懐カシムルハ却テ我便益ノ大ナルモノナル可シ寧ロ此儘ニ放却致シ置キ彼ヲシテ疑心暗鬼ヲ生セシメ我ハ之ニ藉テ我欲スル所ヲ達スルノ道ヲ求ム可ク故ラニ彼力疑團ヲ解キ我乗ス可キノ露ヲ失フカ如キハ策ノ得タルモノナラスト相考候 依テ直ニ本月二十五日別紙写ノ通り品川総領事ヲ経テ貴君并ニ竹添領事へ電報差立タル事ニ候 尚此辺ノ主意篤ト御領得自今外人へ交際ノ節其事跡言辭ヲ曖昧ニ附シ如何ニモ日魯合従ノ実アルモノノ如ク清国吏人ヲシテ益其疑團ヲ固結セシムル様御仕向ケ可被成候

と、清朝に対しては「日露提携説」の真偽を「曖昧」にして「疑心暗鬼」を持たせながら、改約分島交渉を有利に進めるように指示している。井上外務卿の外交政策は清露間の葛藤を利用することに徹

底しており、日清修好条規の改約に執着しているのがわかる。

一八八〇年八月一八日から開始された日清交渉は、同年一〇月二一日の第八回最終交渉を終えて一応の実を結び幕は閉じられたかに見えた。ここで「一応」としたのは、先述したようにこのような井上外務卿の苦肉の策も清朝の「遷延」という手段により、改約分島交渉は開花を待たず朽ちるようになるからである。一度妥結にいたった条約に対する「中変」の原因を宍戸公使は井上外務卿宛の報告に「球案決議ノ節迄ハ総署ニテモ急速ニ了局可致見込ノ処其後俄都ヨリ會紀澤談判ノ様子ヲ報知シ先ハ平和ニモ可相成哉ノ模様相見ヘ候処ヨリ俄力ニ球案ノ決ヲ中沮イタシ」とイリ境界問題が會紀澤によつて解決する見込みがついたこと、つまり「清露情勢の好転」が最大の原因であると分析している。また、今後の改約分島交渉の行方として「両洋大臣等ヘ下間云々ヲ以テ暫ク我国ヲ釣リ付ケ置キ来春迄遷延スルノ策ヲ一決シ清俄葛藤了局ノ模様ニ因テ球案ノ結不結ヲ決シ候主意歟ト被察候」と、自力での復談の可能性は低く、今後のイリ境界問題の情勢に期待するしかないと半ば諦めている。

本来、二国間の外交問題というのは、当然のことながらその当事者に直接的な利害関係が生じる。しかし、ここまで見てきたように明治政府は清朝と露国の中に生じたイリ境界問題に対して執拗にその情報を収集し、かつ改約分島交渉に及ぼす影響を計算している。要するに、明治政府にとって「清俄葛藤」の結果が自国の利害関係に多大な影響を与えることと認識していたのである。それでは、日本にその身を置きながら、宍戸、竹添等にイリ境界問題への対応を指示していた井上外務卿はどのような

その情報を得たのであろうか。次章では、日本駐露公使等による井上外務卿宛の「清俄葛藤」の情報及び彼らの分析を資料『伊犁地方ニ於ケル境界問題ニ關シ露清兩國葛藤一件 明治十二年—明治十四年』⁽²⁰⁾(以下、『伊犁地方』と略す)を通して明らかにしてみたい。

四、イリ境界問題の趨勢と日本駐清・駐露外交官の洞察

ここでは、井上外務卿がどのように清露情勢を知り得たかを検討することにする。同時に、先述したビュツオフ来清の可能性が清朝の外交に与える影響力を考察する。『伊犁地方』によると、一八七九年一月三日付の西徳二郎駐露代理公使の井上外務卿宛の書簡から、一八八一年二月二五日付の柳原駐露公使の井上外務卿宛の報告まで、この時期のイリ境界問題に関する往復文書は確認されるかぎり少なくとも計二二通にのぼる。

先述したように、イリ境界問題に対して崇厚が調印したりヴァディア条約は、清露国境の領土を露国側に割譲するという点で問題が多く、調印後に清朝の中で物議を醸した。その結果、崇厚が調印した条約は「違訓越権之處」が多く見受けられ、清朝としては承認し難く、そのため崇厚の代わりに「熟悉中外交渉事件」と清朝内において外交手腕に評価の高い曾紀澤(当時、駐英公使)を露国欽差大臣に任じ、再度露国との交渉にあたらせた。⁽²¹⁾ 一八八〇年七月三〇日に曾紀澤は露都ペテルブルグに到着

し、同年八月四日に露国外交部と接触した。⁽²²⁾ このあたりから、清露間は徐々に緊張が高まってきた。なぜなら、一度調印にいたった条約に対して再度談判を試みることは、当時の国際情勢に鑑みても外交交渉としては少なからず危険をはらんでいたからである。このことからわかるように、清朝の「中変」は琉球帰属問題の改約分島交渉のみならず、清露間においても前例が確認できる。

このようにイリ境界問題が再度動き始めたなかで、井上外務卿は柳原前光駐露代理公使に一八八〇年九月一四日「Watch closely Sokiaku's Negotiation and report by telegraph」と、⁽²³⁾ 曾紀澤の談判交渉状況についての情報を報告するよう求めている。それに対して、柳原は次のように回答している。⁽²⁴⁾

It seems Illi questions shall be negotiated at Peking on pacific way but preparations not neglected.

Butsoff the Russian Minister left here and proceeds slowly to Peking.

Sokiaku will start for London but will return next November.

柳原の報告によると、露都ペテルブルグでおこなわれていた交渉が、ここでは北京に移されること
が明記されており、それぞれ談判地の露都を離れ、ビュツオフは北京へ、曾紀澤はロンドンへ向かう
予定であることがわかる。この時の現地情勢、清朝の対応の詳細は後述するが、その後の清朝におい
てビュツオフ来清の可能性が外交上において重要な位置を占めることになる。

その後、清朝がイリ境界問題に対して妥協案を提出することで、ビュツオフは露国へ戻り、曾紀
澤と談判が再開されることになる。それについて、井上外務卿は同年九月二六日に「I Heard Butsoff

has been ordered St. Petersburg what is the matter? Is Soktraku negotiating on Kuldjia question? Answer by telegraph immediately.] と早速ビュツオフが露國に引き返した真相を確かめている。この井上外務卿の書簡への回答か定かではないが、柳原は次のような清露情勢分析を送っている。⁽²⁵⁾

「清露関係事件ハ双方公平和主義ヲ唱へ露公使ビュツヲフハ北京ニ向ヒ既ニ出發ノ處此節瑞西國ヨリ引返シ清國公使モ已ニ英國へ去ラントシテ猶滯留昨今又候談判中ノ由何カ必ラス變事アル事ト相見へ候ニ付昨日會紀澤ニ面晤ノ節相尋候處」と、これまでの談判過程について、柳原は會紀澤に直接面會して訊ねている。そこで知り得た情報によると、露國は「北京ニ於テ條約再修セント事ヲ欲シ」ており、一方清朝は「當地ニ於テ談判セン事ヲ要シ」ており、「此等ノ看込違ヒヨリシテ今ニ何レトモ談判結局ニ至リカタシ」と兩國の意見が衝突し、一時は談判が難航したことがわかる。さらに、

尤清國ニ於テモ先般崇厚ノ調印セシ條約ヲ全ク廢棄スルノ意ニアラス只其中清國ニ於テ實施シカタキ箇條ヲ少々修正セン事ヲ望ム迄ナリ云々尤外交秘密ハ公使ヨリ言外セサレトモ先般一段落後本國ニ於テ變故アリタル事ト相見へ當地ヲ去ラントシタルトキ其書記官一名復命ノ為メカ本國へ出發致シ既ニマルセール迄至リシ處俄カニ喚返シタリ（原註。コノ書記官ト云フハ崇厚大使ノ書記官ニシテ同氏當地ヲ去ルニ臨ンテ臨時代理公使トシテ在留セシモノニシテ會公使當府ニ來着迄ハコノ儘ニアリタリ）猶當地政府内算ヲ傳聞スルニ彼ノ清國政府ハ毎事優柔不斷當地ニ於テ其使節ニ談判スルモ容易ニ結局ニ至リカタク且又後ハ如何ノ變状ヲ生スルモ計リカタシ故ニ其全權ヲ

北京ニ遣シ根本請大臣ト直ニ談判シ若シ事急ニ協ハスンハ其使節ハ直チニ引上ケ兼テ東方ニ豫置シタル艦隊ヲ以テ威力ニ依テ其結果ヲ得ルニ如カストノ趣

と、曾紀澤から外交機密については「言外」することはなかったものの、清朝としては崇厚が結んだりバディア条約を完全に破棄するのではなく、受け入れ難き条項について「修正」を要求するように努めている。ここに清朝の対イリ境界問題の姿勢が集約されているだろう。またビュツオフが来清のために露都を離れた経緯としては、曾紀澤との交渉では談判がいつ終局にいたるかかわからず、その後の事態が悪化する恐れもあるので、露国は早めに北京にて直談判するにいたったのではないかと推察している。

その後、井上外務卿は北京で談判中の六戸公使宛に「去ル五日魯公使ヨリ極内ニ承及候ニハ去月初旬魯京出發北京赴任ノ途中ニ有之候魯国公使ビュツソフ氏ニハ俄ニ魯京ニ召還ノ電報ヲ接シタル」と清露情勢に急展開が生じたことを伝えている。この内容は同年一〇月五日の柳原駐露公使からの電報を指している。柳原は「Affairs between Russia and China are changed recently, Butaoff returned from way and Sokitaku stopped here.」⁽²⁸⁾と同年一〇月四日に報告した内容をここでは省略し、これまで膠着状態であった清露情勢に再度動きが見られたことを報告している。この情報を受け、井上外務卿はこれまで慎重に進めてきた日清間の改約分島条約が「一朝水泡」の結果を招くのではないかと危惧している。

そこで、井上外務卿はより詳細な事実を入手するため、再度柳原に訓令を発した。⁽²⁹⁾ おそらく、この時は同年一〇月四日の柳原からの書簡は未だ井上外務卿の手に届いていないと思われる。⁽³⁰⁾ その二日後、柳原は前回に引き続き清露情勢の現状について返電⁽³¹⁾しているが、同年一〇月四日の書簡に比べると、詳細さを欠いている。

その後、柳原は現地の英国代理公使を訪ねて、清露情勢について「探偵」⁽³²⁾している。その報告書によると、まずイリ境界問題については、「秘密ノ事ニ付容易ニ確タル義ハ探知致シカタク候」、それ故、「去十日英國代理公使ヲ訪ヒ同使ノ見込ヲ尋候處」、しかしそれでもやはり確説は容易には得難く、ただ「同使ノ考察ニハ清ハ當地ニテ談判セン事ヲ欲シ露ハ北京ニ於テセン事ヲ望」んでいる。清朝が北京ではなく、露都ペテルブルグでの談判にこだわったその理由として、「一旦露ノ望ニ應シ北京ニ於テスル見込ニテビュツオフモ出立シタル所近頃露ノ艦隊東洋ニ聲威ヲ張り頗ル威壓ノ景況アルヲ以テ今北京ニ於テ開談スル時ハ艦隊ノ威壓ニ屈スルノ嫌アルヲ以テ清ニ於テ其鋒ヲ避ケ」たいからであると清朝が露国の「砲艦外交」を警戒していると、分析している。そして、清朝の要求として、「且清ノ請求スル所ハ先般崇厚ノ調印セル條約ニ於テ露へ譲リタル土地ノ中テケ（地名）山隘」を領土回復することであつて、なぜなら「最モ要害ナル地方故之ヲ維持セントスル」ためで、清露両国は「双方共平和ヲ望ミ開戦ハ容易ニアルマシトノ事ニ有之候」と清露開戦の可能性は低いと分析した。このことからわかるように、清朝は露国のビュツオフ来清による直談判という手段を回避することで、外

交渉を少しでも優位に導くことができたことと認識している。北京での交渉を回避したことは、清朝にとって対露外交の大きな転機であったと言えるであろう。

以上見てきたように、日本駐露外交官の「探偵」によれば、イリ境界問題には一つの大きな波があったことがわかる。つまり、ビュツオフ来清による北京談判の可能性である。この大きな波の時期と日清間の改約分島交渉の時期が重なることはこれまで述べてきたとおりである。清朝という共通の交渉相手を持った日本、露国が同時期に北京に集うことは、李鴻章をはじめ、清朝としては何としても避けなければならなかったことは容易に想像できる。では、次に清露談判情勢の変化によって、清朝内においてはどのような影響が表出していたのか。とりわけ、李鴻章の書簡および上奏文を中心にみていくことにする。さらに、柳原の報告と中国側の資料を照らし合わせることによって、柳原の得た情報の正確さ、及び洞察力の鋭さを計ることができると考える。

五、李鴻章の書簡とその変化

これまで述べてきたように、イリ境界問題をめぐる清露交渉は曾紀澤が露都ペテルブルグで談判を開始した一八八〇年八月四日以降も、露国公使ビュツオフ来清談判の可能性によりなおも緊張が続いていた。日本駐露公使柳原は、ビュツオフが来清談判を取りやめ、露都に戻り談判を再開したことは、

清露情勢におけるターニングポイントであると報告している。では、実際に当事国である清朝はこの事態にどのように対応しようとしていたのであろうか。また、ここでは改約分島交渉後の総理衙門による「中変」に影響を与えたであろう李鴻章の同年八月二十八日と一〇月一九日の書簡の変化に注目し、とりわけこの時期の清露情勢と照らし合わせてみたい。なぜなら、この二通の書簡には李鴻章の琉球帰属問題と日清修好条規の改約に対する見解の決定的な違いが具現されているからである。

露都で清露談判、北京で日清談判が始まった頃、李鴻章はイリ境界問題、琉球帰属問題の今後の対応方法を一通の書簡で同時に述べている。それによると、イリ境界問題は「竊慮劫剛商及改約 駁議太多 俄必艱然變計 另派專使來京 彼時更難了局」³³として、崇厚が締結したリヴァディア条約を改約することは難しく、ましてや露国が北京に談判地を移す要求をしてくると、状況はさらに悪化すると危惧している。この段階では未だビュツオフ来清の可能性が浮上していないにもかかわらず、李鴻章がその可能性を予想していたことは注目に値する。さらに、琉球帰属問題をめぐる改約分島交渉については「此事中国原非因以為利 如准所請 似應由中国仍將南部交還球王駐守 藉存宗祀 庶兩國体面稍得保全 至酌加條約 允俟來年修改時再議 儼能就此定論作小結束 或不於俄人外再樹一敵 是否有當尚祈卓裁」として、竹添進一郎天津領事との事前会談で提起された二島分割案を以て解決するよう述べている。ここで注目すべき点は、二つ挙げることができる。一つは、両国の体面保全のために二島分割案には妥結してもよいが、日清修好条規の改約は来年まで待つように指示していること。

もう一つはイリ境界問題をめぐる談判地変更により自国が被るであろう不利益と、改約分島交渉における二島分割案賛成論が同時に論じられている点である。このことから、李鴻章自身がイリ境界問題と琉球帰属問題を同時期の問題ととらえ、その関連性を意識していたことがわかる。

要するに、李鴻章は同年八月二八日の段階では、日本との改約分島交渉において、「分島案」は妥結しても良いが、「改約案」には来年の期日まで待つよう引き延ばす趣旨の書簡を総理衙門に送っている。改約案に反対する李鴻章のこのような姿勢は、竹添との事前会談から一貫して変わっていない。李鴻章は同年三月二六日の竹添との筆談のなかで、「通条約ヲ増加スルハ【格蘭ト】³⁴ 氏書中ノ意ニ無之全ク節外ニ枝ヲ生シタルニテ畢竟清政府ヲ脅制スルニ在リ」、「条約増加ヲ以テ我朝ヲ脅制スルハ【格蘭ト】氏ノ云フ所ニ非ラス是ハ他日別途ニ商議スヘキモノナリ」、「増加条約ハ改正ノ期限ニ至リテ商議スヘキ」とたびたび「改約案」に対して断固反対する姿勢を貫いていた。

冊封・朝貢関係による属国観を前面に押し出していた李鴻章が、琉球の「分割案」に賛成しているのは、琉球が中国の属国か否かを争って日本を敵にまわすよりも、宮古・八重山諸島に琉球国を建て、日清間の争いを避けようと考えていたからであろう。その背景には、①同書簡で述べられているように「露人」の来清の可能性を危惧していたこと、②この段階では宮古・八重山諸島が不毛の地という情報を得ておらず、琉球を復国させたとしても清朝にとって余計な問題を増やすことになることと認識していなかったことが予想される。

総理衙門がビュツオフ来清を報告したのは同年九月九日であった。³⁵ 上奏文には「曾紀澤電報内稱 接外部復文大到謂伊犁割地 推廣商務均須照辦嫌澤節略 將要務全駁無可和衷 已派使速赴北京商訂」³⁶として、曾紀澤からの電報によると、露国は交渉が難航していることを理由に、北京にビュツオフを派遣して談判する旨を総理衙門は伝えている。この段階で談判を再開したイリ境界問題が不穏な動きを見せ始めた。

この情勢変化に対して総理衙門は一八八〇年九月二日「布策挾兵船而来必且於十八條之外 更多無理要求應之則貽患 尤甚拒之則兵衅立開 深恐大局不可收拾」³⁷として、ビュツオフ（布策）が北京に来ると、崇厚が結んだ一八条以外にも更なる要求を突きつけられ、それを拒むと清朝としてはより不利な状況に追い込まれることになることと述べた。これらの理由から曾紀澤には露国で談判を再度要請するように求めさせ、「在十八條之内 將來奏到時 應請允予批准」と、つまり崇厚が締結したりヴァディア条約一八条以内なら、調印するように指示した。要するに、清朝はビュツオフが来清することで生じるであろう軍事的圧力、日露提携という最悪の状況を徹底して避けようとしたことがわかる。そのため談判においてはある程度の妥協を許しても、なんとしてもビュツオフの来清を拒みたかったと考えられる。これは先述した柳原が曾紀澤から得た情報「清政府ハ當地ニ於テ談判セン事ヲ要シ」と一致する。

そして、この清朝の妥協案によって、露国が露都での談判再開に応じたことが李鴻章の同年九月三

○日の総理衙門宛の書簡⁽³⁸⁾から確認できる。

本日酉刻又由上海稅務司寄到劄剛十九日電信 譯鈔呈覽 俄允召布策暫回 此是極好機會 能如
釣意在俄定議最妙 鴻章竊念事關國家安危大計 當此一刻千金 時不可失

ここで「十九日」というのは、一八八〇年九月二三日にあたり、実際に同年九月二二日にビュツオフは露都に呼び戻されている。李鴻章はビュツオフの帰国を絶好の機会と判断し、露都で談判することを切望している。さらに続けて、同年一〇月一二日、李鴻章は「如果布使回俄 議約不成 仍復來華 勢將決裂⁽³⁹⁾」として、もしビュツオフが露国に引き返しても談判が成立しなければ、再度來清の可能性があることを示唆した。また「吉根本重地 兵將皆單 軍器不精 決非俄人之敵 設有疏失 大局何堪設想 與其潰敗之後再行議約 所失更多 何如和好之時豫存退讓 補救不少」と、軍事力では露国に勝つ見込みがなく、敗北後に露国と交渉を再開するとその損失は計り知れないものになるであろうと述べている。故にビュツオフが露国に引き返したこの機会を利用して、露国に譲歩することを力説している。この総理衙門への書簡は、後に李鴻章が改約分島交渉の「遷延策」を提案する同年一月一九日の一週間前、改約分島交渉が終了する同年一〇月二二日の九日前に提出されたものである。このことから、ビュツオフの「露都への帰国」という情報が李鴻章の判断に影響を与えたことがわかる。

しかし、このような清朝の妥協案、露国に対する譲歩を駐露代理公使長田銈太郎は、後に次のよう

に分析している。⁴⁰⁾

露公使ビュツオフハ一時當府ヲ辞シ北京ニ赴カント致候テ瑞西ジエネバニ相止候儀ハ今マ愚考ニ據レハ露政府ノ一ノ政略ニ出テ飽マテ同政府北京ニ於テ開談結約スヘキノ状ヲ示シタルナルヘク然ルニ前便ニモ申上候通り清ハ是非コノ地ニ於テ會紀澤ヲ以テ開談ニ取掛リ度旨請求シタルヨリ然ラハ其點ニ於テ覺書(メモランドム)ヲ外務卿代理ニ差出スヘシトノ答アリタレハ會紀澤ハ十月初旬頃之レヲ差出シタルヨリ右覺書ニツキビュツオフハ外務卿代理ノ顧問者ニ可相成役柄ニモ有之且露政府ハ幾分歟平穩ニ局ヲ結ハントノ意アルヨリ直チニ同人ヲ召還シタルナルヘクト推察仕候

つまり、長田はここで露国がビュツオフを北京に派遣すると會紀澤に伝えたのは、あくまでも清朝に脅威を与えて、談判を優位に運ぶことが最大の目的であつたと指摘している。

清朝にとつてビュツオフの帰国の情報が清露間の情勢を一変させたことは、これまで述べてきた通りである。同年一〇月一二日の書簡からわずか一週間後の一〇月一九日、李鴻章は総理衙門宛の書簡⁴¹⁾において次のように述べている。「尊處如尚未與宍戸定議此事 似以宕緩為宜」として、もしまだ宍戸と議決に至っていないのならば、最終的な決断を引き延ばすよう促した。書簡には李鴻章に対する脱清人・向徳宏の懇願の様子を伝えながら、遷延策の具体的な理由として、「即使俄人開衅 似無須借助日本 而日本畏忌俄人最深 其隱衷亦難與合從」をあげている。つまりたとえ清朝と露国が開戦

にいたつたとしても、日露が提携することはないと述べている。また、「南島枯瘠 不足自存 不数年必仍帰日本耳」として、向徳宏からの情報をもとに宮古・八重山諸島が瘠せた土地であること、そのために一国として自立することは不可能であること、さらに存続が不可能になればゆくゆくは日本に帰属することになるであろうから、清朝にとっては何ら利益がないことを述べている。このように、李鴻章は同年八月二八日に総理衙門に送った書簡の二島分割案賛成論をも否定することになった。ただ、この一〇月一九日の書簡が北京の総理衙門に届けられたのが、改約分島交渉の終了日である一〇月二二日前であったかは検討の余地がある。西里は「当時の天津と北京の間の交通事情からすれば、どちらの可能性も想定し得るけれども、総理衙門が李鴻章の要請を敢えて無視して妥結したとは考えられないので、恐らく一〇月二二日の妥結後に、総理衙門は妥結延期を要請する李鴻章の書函を受け取って当惑したものと思われる」と分析している。これは当時の総理衙門が外交部として明確にその役割を担っていたのではなく、あくまでも外国との交渉を処理する機関として一時的に成立しており、李鴻章等に助言を求めていたことから、西里が指摘するように不慣れな外交に当惑したことも大いに考えられる。

琉球帰属問題をめぐる改約分島交渉は計八回に及ぶ談判の末、一八八〇年一〇月二二日に(1)両島交付酌加条約専条、(2)増加条約、(3)憑単(予約ノ件)、(4)附單(両島交付手續ノ件)、以上四つの議定書が交換された。⁽⁴³⁾しかし周知の通り、改約分島交渉の結果は清朝内において、批准派と遷延派に分かれ、

さまざまな意見が飛び交い、ついには暗礁に乗り上げることになる。最終的に李鴻章が改約分島交渉の結論を遷延することについて論じることになるが、内容は前述の一〇月一九日の総理衙門宛書簡にあった「遷延策」を再度強調し、露国とのイリ境界問題を先に解決すべきことを述べている。

その李鴻章の上奏文⁴⁴において「旋聞日本公使宍戸璣屢在総理衙門催結球案 明知中俄之約未定 意在乘此機會 圖佔便宜」と、ここでは宍戸公使が清露葛藤を利用して日清談判を有利に進めようとしていたことを批判している。これは上述してきたように、これまで井上外務卿が駐清公使に執拗に伝えていたスタンスであり、李鴻章もまた見抜いていた。また、琉球帰属問題とイリ境界問題については「臣愚以爲琉球初廢之時 中國以體統攸關 不能不亟與理論 今則俄事方殷 中國之力暫難兼顧 且日人多所要求 允之則大受其損 拒之則多樹一敵」として、これら両問題を同時に対応することを避け、清朝が直面している現状と自国の国力を考慮した結果、「惟有用延宕之一法最爲相宜」と提議し、最終的に改約分島交渉の遷延策を再度力説している。

特に注目すべきは「今則俄事方殷 中國之力暫難兼顧」の個所である。つまり、現段階において、露国とのイリ領土問題交渉は山場を迎えており、清朝の力では日本と露国を同時に対応することは難しいとはつきり述べている。そして重要な遷延策の具体案として「俟案事既結再理球案」と述べ、露国との問題解決後に「球案」（琉球帰属問題）に再び着手するように強調している。これは、ビュツオフ来清を回避したことでイリ境界問題が解決する見通しがついたと李鴻章自身が認識していたと予

想される。外交面においては「夫俄與日本強弱之勢 相去百倍」と日本よりも露国を脅威とみなしていた李鴻章は、ビュツオフ来清可能性の消滅によつて清露交渉に自信を持ち始め、結果として琉球帰属問題を棚上げにして、未だ交渉中であつたイリ境界問題を優先したと考えられる。「日露提携」の可能性の消滅は、ビュツオフ来清を回避したことによる清露交渉の好転が大きな原因であることがわかる。

その後、改約分島交渉の終了から約三ヶ月が過ぎ、その間宍戸公使が帰国することを知つた李鴻章は「是即棄前議 不過將球案擱起 於兩國和局正不相妨」⁵⁶と日本の対応を非難しながらも、「球案」(琉球帰属問題)は停顿したに過ぎず、このことが日清兩國の關係を妨げるものではないと総理衙門宛に書簡を送つた。また「遷延策」については「凡各國結約未經畫押 即不能作為定議 況必須奉旨批准為斷」と条約締結においてはまず「花押」がなければ調印にはいたつたとは言えず、さらに批准には皇帝の決定が不可欠であると、あくまでも清朝の「遷延策」の正当性を主張した。そして「俄事既已定約 彼固無可挾制之処」と露国とのイリ交渉はすでに妥結にいたつており、日本が清朝の弱みにつけこんでくることはなくなつた、と国際情勢の変化を強調している。宍戸公使の帰国については「宍戸即暫回國 仍令田辺署理 亦是虛疑恫喝慣技 無足為慮」と宍戸が帰国して田辺太一が職務代行に就いても、虚偽、恫喝を常套手段として用いるだろうが、心配には及ばないと述べ、総理衙門には「力持定見為幸」と譲歩しないよう促した。つまり、李鴻章は露国とのイリ交渉が順調に終える見込みが

ついたことで、日本との交渉を有利に進めようと考えていたことがわかる。

ちなみに一八八二年三月三〇日の李鴻章と竹添の筆談では、次のようなやりとりが交わされた。⁽⁴⁶⁾

李 ……総署ノ条約ニ至テハ延議輿論皆不同意ナルヲ以テ局ヲ結フニ至ラス 右ハ外国交際上

ニ常ニ有ル事ニシテ余毫モ貴国ヲ侮辱セシ儀ニハ無之候 貴国ニ於テ適當ノ弁法無之ニ於テハ大東ノ全局如何相成候哉モ難計実ニ鄙人ノ憂慮スル所貴国ニ於テモ再思有リ度事也

竹添 大東ノ全局実ニ憂慮ニ堪ヘス候 併シ中堂ノ意見通りニテハ致シ方無之候 抑中堂ノ所謂

公平ナル弁法トハ如何ナル弁法ニ候哉 無腹蔵御申聞有之度候

李 先ツ貴領事ノ弁法ヲ承タシ

竹添 我国ヨリハ二島ヲ中国ニ割与シ中国ヨリ尚氏ヲ冊封シテ以テ中国ノ体面ヲ全シ中国ヨリハ

各国均霑ノ条ヲ我国ニ許シ以テ我国ノ体面ヲ全ス是ヲ公平ノ弁法ト存候

李 二島ハ狭少ニシテ自立スルニ足ラス 固トヨリ琉王ノ受ケ肯ンセサル所左スレハ中国ハ復

封ノ虚名ヲ取ルノミニシテ体面ニ於テ欠ク所有リ 而シテ貴国ハ独リ均霑ノ実利ヲ得ルモノナリ 中国人無シト雖トモ豈此ノ理ヲ知ラサランヤ

……中略……

李 琉王ハ早クヨリ二島ノ冊立スルニ足ラサルヲ申出タリ今改テ問糺スルニ及ハサルナリ 且

ツ中国ハ琉球ノ祭ヲ存スルノ主意ナリ 然ルニ琉王ノ先墳ハ皆首里ニ在リ今其ノ先墳ヲ守

ル事能ハサルハ琉王ノ衷心好マサル処ナリ 夫レヲ無理ニ冊封スルニ於テハ体面ヲ全スルト云フ可カラス

ここから読み取れることは、李鴻章にとって琉球国との冊封・朝貢関係はあくまでも清朝の「体面」を保つためであったことである。琉球国が宮古・八重山諸島に復国できたとしても、国として存続困難な状況が見えているのなら、むしろ宗主国としての「体面」を傷つけかねないと判断したのである。つまり、李鴻章にとって「分割案」は「体面」につながり、「改約案」は「国益」につながって、いたと考えられる。

六、結びにかえて

以上、これまで見てきたように、清露間のイリ境界領土問題は曾紀澤が露都に到着して、交渉を始めてからも緊張のピークは過ぎておらず、またその緊張は談判終了の時点まで続いていた。それは、ビュツオフ来清の可能性に集約されるであろう。これまでの時間の流れを要約すると次のようになる。

①一八八〇年八月一八日 日清間における改約分島交渉の開始、②同年八月二八日 李鴻章の総理衙門宛の書簡（二島分割案への賛成および日清修好条規改約への反対）、③同年九月九日 総理衙門によるビュツオフ来清の可能性を伝えた上奏文、④同年九月三〇日 李鴻章の総理衙門宛の書簡（ビュ

ツオフ帰国の情報に対する意見)、⑤同年一〇月二二日 李鴻章の総理衙門宛の書簡(露国とのイリ交渉においては「譲歩」することで交渉を円滑に進めるように指示する)、⑥同年一〇月一九日 李鴻章の総理衙門宛の書簡(二島分割案・日清修好条規改約への否定論および改約分島交渉の遷延策)、⑦同年一〇月二二日 改約分島交渉の終了、⑧同年一月一日 李鴻章の上奏文(⑥の内容を再度強調)。

このようにビュツオフ来清可能性を含む清露間におけるイリ地方境界交渉が清朝の対外政策を困惑させ、結果として日清間における琉球帰属問題にも影響を及ぼしていることがわかる。ビュツオフ来清の可能性は清朝のみならず、改約分島交渉を進めていた明治政府もまた執拗にその動向を追っていた。なぜなら、井上外務卿は琉球帰属問題をめぐる改約分島交渉の成果は、清露談判の結果如何と認識していたからである。また、日本側の井上外務卿が日本駐清・駐露外交官から得た情報によって、絶えず駐清外交官、とりわけ改約分島交渉にあたった宍戸公使に「清露葛藤」を利用するよう指示を与えていたことは、明治政府の対外政策を研究するうえで大いに参考になる。

ここで李鴻章の「中変」について、いくつかまとめておく。まず、李鴻章は竹添進一郎との事前会谈の段階から、日清修好条規の期限内の改約には反対の姿勢を見せていた。そして、同時に「琉球の中国属国論」をもって、明治政府の「琉球処分」に難色を示していたこと。しかし、総理衙門と宍戸璣の間で改約分島交渉が始まると、一八八〇年八月二八日の総理衙門宛の書簡には「二島分割案」に

は譲歩する姿勢を見せたが、「改約案」には已然として反対していたこと。その後、ビュツオフ来清可能性の消滅により露国とのイリ境界交渉が好転したこと前述のとおりである。そして、同年一〇月一九日の総理衙門宛の書簡からもわかるように、宮古・八重山諸島が「不毛の地」であることを当時知らなかったと述べている。つまり、李鴻章の「中変」の背景には、次のような考えがあったことが予想される。李鴻章は当初から「改約・分島」のどちらにも反対であったが、日本と露国を同時に敵にまわしたくないという「国際情勢」により、仕方なく「二島分割案」には譲歩したが、「改約案」についてはどうしても譲歩できず、期限内の改約に反対するよう指示していた。しかし、ビュツオフ来清を回避したことで、李鴻章は日露提携の可能性が低くなったと判断した。当時の時代背景として、清朝にとって近代的国際秩序に基づいた条約締結は、片務的な不平等条約であったため、なるべくなら回避したかった。対日・対露外交を同時に抱え、両国との交渉決裂が軍事的な日露提携を意味すると考えていた李鴻章にとって、対露外交交渉の平和的決着が、露国が日本と軍事提携を結ぶ理由がなくなる判断するには十分な要素を含んでいた。要するに、李鴻章は曾紀澤の活躍により清露交渉が順調に進み始めたことで「日露提携」の可能性は低くなったと判断し、日本との「改約分島交渉」に対して強気な遷延策を打ち出すのである。

このような総理衙門、李鴻章の「中変」に対して、井上外務卿は次のように認識していたことが戸宛の内訓状案よりわかる。⁴⁷

如此反覆ノ舉動ト及遷延ノ詐術トハ清国政府常用ノ手段ニシテ目前其近例ヲ見ルコト少カラス
 今我レヨリ之ヲ緩慢ニ付スルカ又ハ徒ラニ文字口舌ノ間ニ争フトキハ終ニ時日ヲ曠久シテ結局ノ
 期ヲ見難キニ至ランモ亦知ルヘカラス

井上外務卿の認識では、清朝の今回のような遷延策は「常用ノ手段」であり、このままだと明治政府が望むような結論に至ることができないと六戸に警戒を促している。井上は清朝の「遷延ノ詐術」をある程度予測していたのだろう。それ故に、清露間におけるイリ地方境界交渉の情勢から絶えず目を離さず、あたかも当事者の如く情報収集に余念がなかつたのである。⁽⁴⁸⁾

本稿では、これまでの「琉球処分」研究において定説であつた清露間におけるイリ境界問題の趨勢が与える改約分島交渉の結末への影響を、日本、清朝、露国の三カ国を結ぶ両問題の時間的近接性にもとづく相互作用の角度から再考してみた。「琉球処分」を学術的な研究対象としてみる際、より多くの資料に当たるとは言うまでもないが、それら資料の国際性に琉球が歩んできた歴史の特殊性が表出することも見落とせない。『日本外交文書』、『沖縄県史』を中心に、『清季外交史料』、『清光緒中日交渉史料』、『李鴻章全集』、加えて日本駐清・露外交官の清露情勢を分析及び報告した『伊犁地方ニ於ケル境界問題ニ關シ露清兩國葛藤一件 明治十二年—明治十四年』の資料から琉球処分が包括する国際性を論じることを試みた。我部政男もまた「沖縄の帰属問題に関する清国政府の内部を見た場合、この問題がいかに国際的環境ニ對露交渉と密接な關係にあつたかということに逢着する。もしも

露清間の伊犁境界問題をめぐる交渉が不調に終結していたならばあるいは【琉球分割条約】は成立し、宮古・八重山二島は分割されていたであろうことは十分に予想されることである。⁴⁹⁾として、琉球帰属問題の国際性を強調している。当時、西洋からの近代化の波が押し寄せる東アジアにおいて、琉球という小さな島国が大国間の外交に巻き込まれ、その運命が翻弄されていく姿に、李鴻章が同情した可能性は否めない。しかし、グラントとの会談、竹添進一郎との事前会談、総理衙門への書簡を見る限り、やはり李鴻章が重視したのは、宗主国としての体面と国益のバランス、そして、朝貢国の減少に歯止めをかけることであつたと考えられる。

【注】

- (1) 浜下武志『朝貢システムと近代アジア』(岩波書店 一九九七年)参照。同書では、朝貢システムについて「朝貢国側があらかじめ定められた規定に則って、朝貢使を派遣し、朝貢品を献納(実質的には貿易取引であったが)しさえすれば、恭順の意が表されているとして、国王の認知が行われた。ただし、そこで、儀式的行為とされてきた回賜として授与される清朝側からの下賜品も、朝貢国のそれぞれが、華夷秩序を維持し、機能させていることに対する中国側からのコストの支払いであると見なすことが可能である」(二二頁)と定義している。

- (2) 台湾事件、台湾出兵については、田保橋潔「琉球藩民蕃害事件に関する考察」(『市村博士古稀記念 東洋

史論叢』富山房 一九三三年) / 許世楷「台湾事件(一八七一一一八七四年)」(『日本外交史の諸問題Ⅱ』日本国際政治学会 一九六五年) / 中島昭三「台湾出兵」(『國學院法学』7-3 一九七〇年) / 栗原純「台湾事件(一八七一一一八七四年)―琉球政策の転機としての台湾出兵―」(『史学雑誌』87-9 一九七八年)に詳しい。

(3) 「琉球処分」は、これまで日本側視点、中国側視点、そして琉球側視点から研究されてきた。「琉球処分」の外交的側面に焦点を当てている代表的な先行研究として、我部政男『明治国家と沖縄』(三一書房 一九七九年)、山下重一『琉球・沖縄史研究序説』(御茶の水書房 一九九九年)、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』(京都大学学術出版会 二〇〇五年)、三浦周行「明治時代に於ける琉球所屬問題」(『史学雑誌』42-7・42-12 一九三一年)、植田捷雄「琉球の帰属を繞る日清交渉」(『東洋文化研究所紀要』2 一九五一年)が挙げられる。

(4) 「改約」とは日清修好条規の改定を指し、「分島」とは琉球本島と宮古・八重山諸島を分割し、それぞれ前者を日本へ、後者を清朝へ割譲する案を指す。明治政府は中央集権化という名のもとに領土画定をおこなうなかで、執拗に清朝に対して琉球の日本帰属説を唱えていた。しかし改約分島交渉では一転して、領土縮小につながる宮古・八重山諸島の割譲という「矛盾」を積極的に推し進めている。

(5) これまでの研究成果として、日本国内においては窪田文三『支那外交通史』(三省堂 一九二八年)、吉田金一『近代露清関係史』(近藤出版社 一九七四年)が挙げられる。また、清朝の新疆統治体制について

は、片岡一忠『清朝新疆統治研究』（雄山閣出版 一九九一年）に詳しい。また本稿では、主に中国側の先行研究として、黄振華・孟凡人主編『厲声著「中俄伊犁交涉」』（新疆人民出版社 一九九五年）、李恩涵『會紀澤的外交』中国學術著作獎助委員會 一九六六年）、李之勤「中国与俄国的边界 下」（呂一燃 主編『中国近代辺境史』上 四川人民出版社 二〇〇七年）を参考した。また英語文献として、徐中約『The Crisis A Study Of Sino-Russian Diplomacy』（オックスフォード大学 一九六五年）を挙げる。

- (6) 中国側の先行研究としては、脚注(5)であげた以外にも、王建华・孫君琪「會紀澤与中俄伊犁交涉」（『安徽師大學報』《哲学社会科学版》第2期 一九九〇年）、季雲飛「會紀澤使俄談判与李鴻章使日談判之比較研究」（『安徽史學』第3期 一九九二年）、董蔡時「略論會紀澤・李鴻章關係」（『蘇州大學學報』《哲学社会科学版》第1期 一九九三年）、馬小梅「略論會紀澤与《中俄伊犁条約》」（『固原師專學報』第4期 總第66期 一九九八年）、張新革「試論中俄《伊犁条約》簽訂的國際・国内背景」（『伊犁師範學院學報』第3期 一九九九年）、蔣躍波・李育民「試析會紀澤伊犁交涉成功原因」（『湖南教育學院學報』第4期 第18卷 二〇〇〇年）がある。また、中国側の伊犁地方に関する資料と先行研究をまとめた論文としては、佟克力「伊犁資料与研究総述」（『伊犁師範學院學報』第1期 二〇〇五年）や、ロシア側の先行研究をまとめた論文としては、華可勝（口）著／李連相 訳「“中俄伊犁交涉”研究総述」（『中国边疆史地研究』第2期 一九九七年）が参考になる。

- (7) 西里前掲書 七九八頁

- (8) 総理衙門については、坂野正高『総理衙門』設立の背景」(『国際法外交雑誌』51-4、51-5、52-3、一九五二年八月、一九五二年一〇月、一九五三年六月)、坂野正高「総理衙門の設立過程」(『近代中国研究』第一輯 一九五八年)に詳細な先行研究がある。
- (9) 西里前掲書 三二二頁〜三二二頁
- (10) なお、中国側の一次資料として主に『清季外交史料』(文海出版社 一九六三年)、『李鴻章全集』(海南出版社 一九九七年 以下、『李全集』と略す。)を使用することにする。
- (11) 窪田文三前掲書、吉田金一前掲書、IMMANUEL C.YHSU (徐中約)前掲書参照。
- (12) 「清国駐劄六戸公使ヨリ井上外務卿宛／総理衙門照会書」一八八〇年一月一日(『日本外交文書』外務省編 第13巻 三八〇頁 巖南堂出版 一九五〇年)、「清国駐劄六戸公使ヨリ清国総理各国事務王大臣宛／新約書調印方照会ノ件」一八八〇年二月二七日(『日本外交文書』外務省編 第13巻 三八六頁〜三八八頁)、「総理各国事務王大臣ヨリ清国駐劄六戸公使宛／琉球案件ニツイテ南北洋大臣ノ意見ヲ徴スルハ上諭ノ旨趣ニシテ強イテ案件ヲ淹留スル所以ニ非ザルヲ辨スルノ件」一八八一年一月三日(『日本外交文書』外務省編 第14巻 二七一頁 巖南堂出版 一九五一年)、詳細は「清国駐劄六戸公使・総理各国事務王大臣對話書／琉球案件調印ニ関スル件」一八八一年一月一六日(『日本外交文書』外務省編 第14巻 二七五頁〜二八二頁)参照。
- (13) 「井上外務卿ヨリ六戸公使宛／清魯葛藤ノ好機ニ投シ談判方ノ件」明治一三年八月三二日(『琉球所屬問題』

- 第2 105文書／『沖繩県史』15 資料編5 雑纂2 一二四～一二五頁 琉球政府編 国書刊行会 一九八九年復刻版)
- (14) 「井上外務卿ヨリ竹添天津領事宛／宍戸公使ト協力シ談判ニ尽力セラレ度旨」明治一三年八月三一日(『琉球所属問題』第2 106文書／『沖繩県史』15 資料編5 雑纂2 一二五～一二六頁)
- (15) 「宍戸公使総署大臣ト對話記事」明治一三年九月二五日(『琉球所属問題』第2 116文書別紙／『沖繩県史』15 雑纂2 一二四五頁～一二七頁)
- (16) 「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛／九月二十五日総署大臣ト会見ノ状況ニ関スル件」明治一三年九月二九日(『琉球所属問題』第2 116文書／『沖繩県史』15 雑纂2 一二二頁～一二三頁)
- (17) 「井上外務卿ヨリ品川上海総領事宛／魯国人士ニ厚ク接スルニ意ヲ用ユヘキ様訓令」明治一三年九月二九日(『琉球所属問題』第2 114文書／『沖繩県史』15 資料編5 雑纂2 一三九頁)
- (18) 「井上外務卿ヨリ宍戸公使宛／対清政策及中山王冊立ニ関スル件」明治一三年九月二九日(『琉球所属問題』第2 115文書／『沖繩県史』15 資料編5 雑纂2 二四〇頁)
- (19) 「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛／琉球問題今後ノ措置ニ関スル件」明治一三年二月一日(『琉球所属問題』第2 135文書／『沖繩県史』15 資料編5 雑纂2 二八八頁)
- (20) 外務省外交史料館所蔵。
- (21) 「大清國大皇帝到俄國聲明崇厚所議條約違訓越權空礙難行國書」一八八〇年二月一九日／光緒六年正月初一

- 日(『清季外交史料』19卷 三頁)
- (22) 前掲、李之勤「中国与俄国的边界 下」参照。
- (23) 「井上外務卿ヨリ柳原駐露公使宛／會紀澤談判模様査報方訓令」明治一三年九月一四日(『伊犁地方』44文書)
- (24) 「柳原駐露公使ヨリ井上外務卿宛／第44号ノ答申」明治一三年九月一四日(『伊犁地方』45文書)
- (25) 「井上外務卿ヨリ柳原駐露公使宛／談判經過査報方訓令」明治一三年九月二六日(『伊犁地方』47文書)
- (26) 「柳原駐露公使ヨリ井上外務卿宛／談判經過」明治一三年一〇月四日(『伊犁地方』50文書 別信第四号)
- (27) 「井上外務卿ヨリ六戸公使宛／増加条約締結ノ必要アル理由説明」明治一三年一〇月二日(『沖繩県史』15 資料編5 雜纂2 一四九頁)
- (28) 「柳原駐露公使ヨリ井上外務卿宛／談判經過(清露間形成一變セリ)」明治一三年一〇月五日(『伊犁地方』52文書)
- (29) 「Word change in your telegram what does it mean? War or peace? Report why Butaoff returned and also conditions of negotiation by Sokitaku.」明治一三年一〇月八日(「井上外務卿ヨリ柳原駐露公使宛／談判經過二付査報方(第五十二号)中形成一變ノ語ノ意義。和戦何レソ。ビュツオフ引返事情其他談判現況査報方)重ネテノ訓令」(『伊犁地方』53文書)
- (30) ちなみに、「54文書」の題目には「第五十號要領」と説明が付け加えられている。
- (31) 「Chinese Government wishes to settle the question here while Russian Government wishes to settle it at Peking.

- Chinese Government wants only trifling alterations in treaty but it is not yet come to any agreement all above I heard from Sokitaku directly. Butaoff started intending to settle it at Peking but (不明) he returned. I consider affairs changed but war will not likely break out for the present.」柳原駐露公使ヨリ井上外務卿宛
 /第五十三號答申(第五十號要領) 明治一三年一〇月一〇日(『伊犁地方』54文書)
- (32) 「柳原駐露公使ヨリ井上外務卿宛ノ談判経過」明治一三年一〇月一七日(『伊犁地方』56文書)
- (33) 「商改俄約兼論球案」一八八〇年八月二八日(光緒六年七月二三日)(『李全集』訳署函稿11卷 二八頁〜二九頁)
- (34) 「竹添氏ヨリ井上参議宛ノ李鴻章ト琉球案件ニ付内談ノ状況」明治一三年三月二八日(『沖繩県史』15 雑纂2 一六六頁〜一六七頁)
- (35) 柳原駐露公使から井上外務卿宛にビユツオフ来清の可能性が伝えられたのは、同年九月一四日である。
- (36) 「總署奏據會紀澤電稱俄外部拒絕交涉另派使赴北京商訂摺 附原電及上諭」一八八〇年九月九日ノ光緒六年八月初五日(『清季外交史料』22卷 一〇頁)
- (37) 「總署奏中俄換約日期已屆請飭會紀澤和衷商辦片」一八八〇年九月二日ノ光緒六年八月一七日(『清季外交史料』22卷 二六頁)
- (38) 「述電覆會使」一八八〇年九月三〇日ノ光緒六年八月二六日(『李全集』訳署函稿11卷 三六頁〜三七頁)
- (39) 「俄事議請退讓並請假會使便宜」一八八〇年一〇月二日ノ光緒六年九月初九日(『李全集』訳署函稿11卷

三七頁)

- (40) 「長田駐露代理公使ヨリ井上外務卿宛ノ談判經過」明治一三年一月二十九日(『伊犁地方』60文書)
- (41) 「請球案緩結」一八八〇年一〇月十九日/光緒六年九月一六日(『李全集』訳署函稿11卷 三八頁)
- (42) 西里前掲書、三七四頁〜三七五頁
- (43) 「六戸公使ヨリ井上外務卿宛ノ琉球問題落着近日調印ノ運卜ナリタル件」明治一三年一〇月二二日(『沖縄県史』15 雑纂2 二六二頁〜二六三頁)
- (44) 「直隸總督李鴻章覆奏球案宜緩允摺」(『清光緒朝中日交渉史料』卷2 (59) 一八八〇年一月二一日 光緒六年一〇月初九日 一四頁〜一七頁 文海出版社 一九六三年) / 「天津在勤竹添領事ヨリ井上外務卿宛ノ李鴻章ノ意向情報ノ件附記一 光緒六年十月初九日李鴻章奏議」(『日本外交文書』外務省編 第13卷 三八一頁〜三八三頁)
- (45) 「俄約已定兼論球案」一八八一年一月一五日/光緒六年二月一六日(『李全集』訳署函稿11卷 四五頁〜四六頁)
- (46) 「竹添領事ヨリ井上外務卿宛ノ李鴻章ノ琉球問題解決方ニ関スル意向」明治一五年三月三二日(『沖縄県史』15 雑纂2 三五四頁〜三五七頁)
- (47) 「井上外務卿ヨリ清国駐劄六戸公使宛ノ清国政府ノ結約調印拒否ノ態度ニツイテ詰問方訓令ノ件」明治一三年一月三〇日(『日本外交文書』外務省編 第13卷 三八四頁〜三八六頁) / 「井上外務卿ヨリ六戸公使

宛／六戸公使へ内訓状送付二関スル件」〔附属書〕「六戸公使へ内訓状案」明治十三年二月一日（『沖縄県史』
15 雑纂2 二八四頁～二八八頁）

(48) 坂野は清末外交の清朝官人の行動様式として、いくつかあげているが、その中に「いろいろな手段をもち
いて交渉を遷延させてゆく」、「ことさらに曖昧なことを言う」、「故意に相手の論点をはずす」、「自己にそ
の権限なしとする」とある（坂野正高『近代中国外交史研究』（岩波書店 一九七〇年）第三章参照）。改
約分島交渉前後の清朝の態度を見ると、妥結後の調印拒否は「豹変」というよりはむしろ「常套手段」の
ようにうつる。

(49) 我部政男「明治十年代の対清外交―『琉球条約』の顛末をめぐって―」（『日本史研究』119 日本史研究会
一九七一年 後に『明治国家と沖繩』一四九頁 三一書房 一九七九年所収）